〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人は、「原判決を取り消す。本件を原審に差し戻す。」との判決を求め、被控

訴代理人は、主文と同旨の判決を求めた。 当事者双方の主張並びに証拠関係は、原判決の事実摘示と同じであるから、これを

ファッマ。 〇 理由 当裁判所は、控訴人の本件訴えは、不適法なものとして却下すべきであると判断するものであるが、その理由は、原判決の理由と同じであるから、その説示を引用する。

る。 よつて、控訴人の本件訴えを却下した原判決は相当であり、本件控訴は理由がない のでこれを棄却することとし、控訴費用の負担につき行政事件訴訟法七条、民事訴 訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判官 園田 治 田畑常彦 丹野益男)